千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名		称	NPO法人ヒューマン・ネットワーク
所	在	地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間		期間	平成28年11月1日~平成29年3月15日

2 受審事業者情報

(1)基本情報

名 称	小学館アカデミーいちかわ南保育園					
(フリガナ)	ショウガクカンアカデミーイチカワミナミホイクエン					
所 在 地	〒 272-0033 千葉県市川市市川南3丁目13-12					
交通手段	JR総武線「市川駅」下車。徒歩8分					
電話	047-325-8030 FAX 047-825-8033					
ホームページ	http;//www.shopro.co.jp/					
経営法人	株式会社小学館集英社プロダクション					
開設年月日	平成26年4月1日					
併設しているな	ナービス					

(2)サービス内容

対象地域	対象地域 0歳児 1歳児 2		2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児		合計		
定員	9	12	12	12	12	12		69		
敷地面積	m²			保育面積 164.34㎡						
保育内容	①歳児保育 障害児·			呆育	育延長保育		夜間保育			
体目的台	休日保育 病後児			呆育	一時保育			子育て支援		
健康管理	嘱託医による健康診断・歯科検診・毎月の身体測定 ぎょう虫検査・尿検査、全職員健診、毎月の職員検便									
食事	完全給食									
利用時間	(月~金)7:00~20:00、(土)7:00~18:00									
休 日	日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)									
地域との交流	ハロウィン交流・近隣の乳幼児との交流・小学校									
保護者会活動	活動 年2回の保護者会・保育参加と個人面談/保護者代表・地域の有識者・園長・本社による運営委員会を年3回開催									

(3)職員(スタッフ)体制

職員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備考
製料 具	18	6	24	
	保育士	看護師	栄養士	
	16	1	2	
専門職員数	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	2	3	

(4)サービス利用のための情報

7						
利用申込方法	市川市へ申請					
申請窓口開設時間	市川市の規定による					
申請時注意事項	市川市の規定による					
サービス決定までの時間 市川市の規定による						
入所相談	園見学は随時受け付け(電話での申込み制)					
利用代金	市川市規定					
食事代金	保育料に含まれる					
苦情対応	窓口設置	園内窓口・投書箱・Eメール・運営事務局窓口				
다 변경기//	第三者委員の設置	第三者委員 高橋昌子				

サービス方針 (理念・基本方針)	保育理念 『あったかい心をもつ子どもに育てる』 保育基本方針 ・「思いやり」の気持ちを大切にします ・「生きる力」を大切にします ・「好奇心」が伸びる環境を大切にします ・「経験」「体験」を大切にします ・「とりの「得意」を大切にします ・「ことば」の美しさ、楽しさを大切にします ・「・「ことば」の美しさ、楽しさを大切にします
特 徴	「楽習保育 」を導入し、日々の保育活動に取り入れています。 小学館ライブラリーを設置し、絵本の貸し出しを行なっています。 園内にプランターがあり、種まきから栽培、収穫、そして自分で育て た野菜を食べることの喜びを体験しています。(3歳児・4歳児) 園内にビオトープが設置してあります。四季の自然を肌で感じたり、木の実や葉っぱなどの自然物でごっこ遊びを展開することができます。 ラーニィングセンターではコーナー遊びを設定し、子どもが好きな遊びをみつけて遊びこむことができています。
利用 (希望) 者 への P R	「楽習保育」とは、乳幼児から「あそび・せいかつ」から「まなび」につながる体験を大切に考えた保育です。人との関わりやふれあいを豊かに感じる生活の中で「あたま」「こころ」「からだ」へのバランスの良い刺激と総合的な体験は子どものその後の学校、社会生活に必要な「人として生きる力の基礎」につながると考えます。 【コミュニケーションプログラム】 歌や絵本の読み聞かせなどを通して「ことば」の楽しさ、使い方や決まり、いろいろな表現力を身につけます。 【ネイチャープログラム】 「自然」「かず・かたち」に親しむ時間を大切にします。つくる、そだてる、みつける、かんじることを大切にしながら食育活動、制作活動などにつながる体験をしていきます。 【リズミック・運動プログラム】 「からだ」全身であそび、からだを動かすことの楽しさを積み重ねます。からだあそびを通して音やリズム、からだのバランスや移動を全身で実感し、表現する力を育んでいきます。

福祉サービス第三者評価総合コメント小学館アカデミーいちかわ南保育園

NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること

1)保護者アンケートは満足以上回答が多く、職員の努力に対して保護者の信頼が高まっている

10月に実施した保護者アンケートの結果は総合感想で「大変満足」と回答された方が57%「満足」と回答された方が40%で「満足」以上の回答は97%と前年より大幅に改善されている。項目別に特に改善が目立つ項目は「職員が生き生きしている」93%「園の過ごし方の情報提供」93%「気軽に相談できる」82%「意見・要望を聞く機会」74%等が大幅に改善されている。また、アンケート回収率が82%と前年62%より高くなっており、保護者の園の保育に関する関心が高くなり信頼度が向上した結果と思われる。職員の努力が認められ、保護者からの前向きな意見が職員の働き甲斐に繋がっている。個別自由意見にはさらに保育の質向上に寄せる意見が多く寄せられており、意見を基にさらに保育の質の向上を図り、保護者との信頼関係がさらに深まることを大いに期待したい。

2)職員の主体性を尊重した園運営により働き易い働き甲斐のある職場が実現している

新園長の方針は職員の主体性を尊重し「やりたいことをやってみなさい」とチャレンジする環境を整え「意見の言い易い」雰囲気を作り、「指示命令でな〈自分で考える」仕事の進め方を指導している。職員からも「意見を尊重して〈れ、のびのび保育ができる」「任せて貰える」「実践したい保育を取り入れている」など意見が多〈寄せられ、働き易い・働き甲斐のある職場が実現している。職場環境の改善が保育理念「あったかい心をもつ子どもに育てる」に一歩近づき、生き生きした子どもの成長や保護者との会話増につながり信頼関係の向上に繋がっていると思われる。今後さらに保育理念や方針・目標の実践が深まり、職員の成長を期待したい。

3)マニュアルが見直され、分かり易く活用しやすい内容となっている

今年度マニュアルが見直され、分かり易く、重要な個所には付箋がつけられ活用し易い内容に改善された。4冊に整理され「施設運営の手引き」の「実務編」」(給食、食育計画、食中毒予防、感染症対応等)「実務編」(子どもとの接し方、噛みつき対応、おむつ交換、排泄の自立、連絡ノート、保育記録の書き方等)「心得・コンプライアンス編」(保育理念、人権を配慮した保育、差別用語、ビジネスマナー、情報管理、虐待等)「危機管理編」(救急車の呼び方、防災、災害時の役割、不審者、苦情対応等)に纏められクラス等必要とされる場所に設置されている。園長は確認の必要性や共通認識を得たい時は職員会議で「施設運営の手引き」の該当部分を説明し読み合わせを行い、全職員へマニュアルの周知・徹底を図っている。

さらに取り組みが望まれるところ

1)保育理念「あったかい心を育てる」を実践するため、一層深い理解を期待したい

職員の主体性を尊重した運営で、一人ひとりが自分で考える事が求められている。考える根拠は園の「あったかい心をもつ子どもに育てる」理念や「思いやりの気持ち」「生きる力」を大切にする保育方針 等と保育所保育指針としている。新園長は「指示命令でなく自分で考える」方針なので「あったかい心」 とは何か、保育士のかかわり方はどうあるべきかなど徹底的に話し合い職員一人ひとりの考え方を確 立し、主体的に目指したい保育に向けて一層チャレンジする様に期待したい。

2)日々の保育から、具体的な事例で話し合い、更なる保育内容の向上を期待したい

"あったかい心をもつ子どもに育てる"ことを理念とし、園長を中心に日々の保育実践に努めている。園内研修において、0歳から5歳までの子どもの発達の把握、それにともなった生活や遊びの環境構成、子どもの主体性を尊重した保育者の言葉がけや援助の方法などを日々の保育を振り返り、具体的な事例を挙げながら保育者間でグループ討議を積み重ねていくことで、課題が明確になり、質の高い保育につながっていくと思われる。今後の更なる取り組みに期待したい。

3) 指導計画は保育理念・方針・目標、子どもの発達を踏まえた計画の立案を期待したい

保育計画は法人が作成した保育課程に基づき、各年齢の担当保育士が年間計画、月間計画、3歳未満児においては個別計画も作成している。子どもの発達に即したクラス運営をおこなう上で、年間計画を作成する過程において、0歳~5歳の子どもの発達を十分に理解することに努め、月間計画、週·日案、個別計画におろしていくことで、立案した計画をより日々の保育実践に活かすことができると思われる。今後の取り組みに期待したい。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

評価を受けて、まずアンケート回収率が82%と高〈保護者様が園に対する関心を多いにもって〈ださり、有難〈思った。今後も信頼関係をさらに深めていきたいと考えている。

「あったかい心をもつ子どもに育てる」保育理念に一層の理解をすすめられるように、また、立案した計画を具体的な保育実践に活かすためにも、職員間での討議を少人数の分科会で行うことを訪問調査後から既にすすめている。今回の評価を活かし、質の高い保育へつなげていくよう、全職員で取り組みたい。

·= -	福祉サービス第三者評価項目(保育所)の評価結果					標準項目		
項目		中項目	小項目		項目	実施数	未実	
	1	理念·基本方針	理念・基本方針の確立	1	理念や基本方針が明文化されている。	3		
			理念・基本方針の周知		理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	2	1	
					理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
福祉サ	2	計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が 明確化されている。	4		
ワー ビス			計画の適正な策定	5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定する に当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組み がある。	3		
の 基	3	管理者の責任と リーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5		
本	4		人事管理体制の整備	7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3		
方針と組		成		8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、 職員評価が客観的な基準に基づいて行われている ている。	4		
織運営			職員の就業への配慮	9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
			職員の質の向上への体 制整備	10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5		
	1	利用者本位の 保育	利用者尊重の明示	11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修 を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重し ている。	4		
				12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図って いる。	4		
			利用者満足の向上	13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り 組んでいる。	4		
	L		利用者意見の表明		苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
	2	保育の質の確 保	保育の質の向上への取り組み	15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3		
			提供する保育の標準化	16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を 作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見 直しを行っている。	4		
	3	保育の開始·継 続	保育の適切な開始	17	保育所利用に関する問合せや見学に対応してい る。	2		
適切		7 114 0 701		18	者に説明し、同意を得ている。	4		
な福	4	子ともの発達文 援	保育の計画及び評価	19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	2	1	
祉サー				20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
・ビス				21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5		
の実				22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。 遊びかけ、汗を通して、問題係が育った可慮してい	4		
施				23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行	5		
ì				24	行がな配慮を必安とするすともの休育が適切に行われている。 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	6		
					家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
			子どもの健康支援	27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握 し、健康増進に努めている。	3		
				28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
			食育の推進		食育の推進に努めている。	5		
	5	安全管理	環境と衛生	30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
			事故対策	31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われて いる。	4		
			災害対策	32	地震·津波·火災等非常災害発生時の対策は適切 に行われている。	5		
	6	地域	地域子育て支援	33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
				計				

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目		
1	理念や基本方針が明文化されている。	理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。		

(評価コメント)「あったかい心をもつ子どもに育てる」を保育理念に掲げ、保育方針、保育目標を明示し、重要事項説明書、パンフレット、ホームページ、園内掲示板に掲載している。理念について「愛情・信頼・承認・思いやりの気持ちを持ち、その気持ちのこもった行動が素直に表現できること」と分かり易く説明している。また「思いやり」「生きる力」「好奇心」「経験・体験」「得意」「ことば」「地域の関わり」を大切にする保育方針や、「あそび・せいかつからまなびへ」の保育によって「人として生きる力の基礎」をつくることを保育目標として明示している。

2 理念や基本方針が職員に周知·理解されている。

理念·方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。

理念·方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 理念·方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。

(評価コメント)職員は配属前研修にて、保育理念、基本方針、保育所保育指針、社会人の心得、楽習保育等の研修を3日間受け基本を理解し、配属後は園長の指示により保育課程や指導計画の作成過程で指導を受け、実践面では現場でのOJTにより理解を深めている。毎月の職員会議時に理念・方針を職員同士で話し合い理解を深め、実践のための具体的な指導計画の作成により「あったかい心をもつ子どもに育てる」という保育を積み重ねていくことが期待されている。

3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。

契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。

(評価コメント)保育理念や7つの基本方針はホームページ、パンフレット、入園のしおりに記載され入園説明会や面接時に説明を行っている。年2回の保護者会での全体会や、運動会、発表会等の行事で理念や方針を伝えている。今回のアンケート調査によると「保育目標や方針について説明を受け、知っていますか」の質問に98%の保護者から「はい」との回答が得られ、理念・保育方針を周知する取り組みに成果が見られる。

4 事業計画を作成し、計画達成のための重 要課題が明確化されている。 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 現状の反省から重要課題が明確にされている

(評価コメント)保育の質の向上と、人材育成を中心とする中長期事業計画のもとに、園の「28年度事業計画」を作成している。重点 項目として、保育サービスの質の向上を目ざし、マニュアルの周知,保育内容の充実、会議内容の充実、安全な施設環境の整備等を 計画している。今年度は特に「職員の意欲と自信を育てる」取り組みにより保護者との信頼関係が構築されサービスの向上に繋がっている。

施設の事業計画等、重要な課題や方針を 5 決定するに当たっては、職員と幹部職員と が話し合う仕組みがある。 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。

年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。

方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている

(評価コメント)全職員が参加する職員会議では、クラス毎の報告、運営報告、給食報告、看護報告等行い情報の共有と振り返り、反省を行っている。クラスミーティングは毎月行われ目標・役割の確認、指導計画・養護と教育等に関して振り返り、翌月の指導計画作成を行っている。職員が提案・意見を言いやすい風土・組織を形成し職員の意欲向上につなげている。

理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐 6 等に取り組みに取り組み指導力を発揮して いる。

理念·方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。

職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 評価が公平に出来るように工夫をしている。

(評価コメント)理念・基本方針と特徴の有る保育プログラム、人事考課制度・個人面接、豊富な研修システム、本部バックアップシステム、有給を取得しやすり勤務システム等充実している。特に今年度は園長が交代し、職員の意見を尊重し、やりたいことにチャレンジする環境を整え、意見が言い易く職員のモチベーションが向上している。また、保護者との信頼関係も向上し職員の働き甲斐に繋がっている。

7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。

法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。

。 プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。

(評価コメント)配属前研修、育成研修において理念、社会人の心得、就業規則、倫理規程、保育所保育指針、個人情報保護規定の研修を行い徹底している。マニュアル「施設運営の手引き」には社会人としての基本、人権を配慮した保育、子どもの人権を守る 等の勤務の心得と、プライバシー、個人情報の保護について分かりやすく具体的に示され職員に周知・徹底を図っている。 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的 8 に行い、職員評価が客観的な基準に基づ いて行われているている。 人材育成方針が明文化されている。

職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。

評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られ ている。

評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。

(評価コメント)職務と役割が役職別に「求められる職員像」として明示され、役割別に求める要素・資質を専門性、社会人、人間性、経営性の分野で評価基準を明示している。職員は「個人能力向上シート」に園理念・目標に対して、個人の目標・課題・解決する為にすべきこと等を自己申告し目標の設定を行っている。「自己評価表」には専門性(職員像、指導計画、環境設定、保育実施)、社会性、人間性等を自己評価し、振り返りを行い園長面接を年2回受け能力向上を図っている。

事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。

担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ を、定期的にチェックしている

把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。

職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。

職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。

育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。

(評価コメント)有給休暇の消化率や時間外労働について就業管理システムにより確認し就業関係の改善に努めている。組織内の工夫により休暇が取得しやすく、園長は職員からの声掛けにはすぐ対応にあたりが相談しやすい環境が得られている。また、産業医による悩みや苦情を受け付け、「すっきり相談室」や健保関係のメンタルヘルスカウンセリング等の職員を支えるシステムが充実している

職員の教育・研修に関する基本方針が明 10 示され、研修計画を立て人材育成に取り 組んでいる。 中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。

(評価コメント)職種別・役割別の能力基準が職務分担表に明示されている。新入職員は3日間の配属前研修があり、その後育成研修を3年間行い、以降は年間研修計画による本育(本の読み聞かせ)、コミュニケーション、リズミック運動、ラーニングセンター研修などのテーマを選んで自由に参加できるアドバンス研修がある。地域の外部研修に対しても法人として積極的に参加を促している。人材の育成方針が明確であり、研修によるサービスの質の向上につなげる仕組みがある。園内のOJT育成システムは主任が退職後、園長が一人で行っているので、今後乳児リーダーや幼児リーダー制など検討し現場での話し合いを助言する体制強化が望まれる。

施設の全職員を対象とした権利擁護に関 11 する研修を行い、子どもの権利を守り、個 人の意思を尊重している。 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。

日常の援助では、個人の意思を尊重している。

職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り 返り組織的に対策を立て対応している。

虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。

(評価コメント)配属前研修・育成研修で「子どもの人権を守り、人権に配慮した保育」をテーマの研修を行っている。人権を守る保育 ことば・接し方 に特に配慮し、複数担任制でお互いにチェックし、ミーティング・職員会議等で定期的に振り返り人権擁護の周知 を徹底している。保育士のみならず保育園職員全員が子どもの人権を守る為の法・制度を理解・認識し、日々の保育運営を進めて いる。

12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。

個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。

個人情報の利用目的を明示している。

利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランテイア含む)に研修等により周知徹底している。

(評価コメント)入園説明会時に「入園のしおり」や「個人情報等の取扱い」を保護者に配布し、個人情報の利用目的や写真、園だより等の取り扱いについて説明し、書面による同意を得ている。職員に対しては、個人情報保護法・肖像権等の配属前研修・フォローアップ研修を実施し周知徹底を図っている。園では職場内での個人携帯の使用を禁止しプログやSNS等の情報管理について職員教育を徹底し個人情報の保護に努めている。

13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。

利用者満足を把握し改善する仕組みがある。

把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。

利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。

利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。

(評価コメント)運動会などの園内行事後はアンケートを実施し、意見・要望や保護者の思いの把握に努めている。年2回の保育参加時を活用しての個人面談やクラス懇談会において相談や要望の聞き取りに努めている。日常的に園長・職員と保護者との会話を心掛け、連絡を密にしたことにより運営委員会等で保護者からの提案や意見が多く得られている。毎年第三者評価調査を実施しているが、今回の保護者満足度調査では大幅に改善し、職員の日々の努力が評価されている。

14 苦情又は意見を受け付ける什組みがある

保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明 し周知徹底を図っている。

保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。

(評価コメント)「入園のしおり」には園内および法人の苦情受付窓口・苦情解決責任者・受付方法・第三者委員名などの「苦情窓口」 が明記され、玄関の掲示板にも掲示され周知している。入園後においても園だよりやホームページ等で随時、周知活動を徹底して いる。投書箱「ふれあい箱」が玄関ホールに設置され、保護者の意見申し立てや提案を匿名で受け付けている。相談専用E・メール、 面接、電話、文書によっても受け付けている。寄せられた意見は本部に報告、職員会議や法人で検討し保護者への回答を行い職 員全体で共通理解を図っている。

保育内容について、自己評価を行い課題 発見し改善に努め、保育の質の向上を 図っている.

保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取 り組みとして機能している。

自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を 果たしている。

(評価コメント)個人能力シートに掲げた理念に基づく自己の年間目標に対して月ごとの課題と目標、振り返りを行い、半期ごとに振り 返りと自己評価を実施している。半期ごとの自己評価の後に園長及び法人担当者と面談を実施し自身の能力向上や働き甲斐につ いて課題や問題等、次期につながる話し合いアドバイスを得て保育の質の向上に努めている。また園全体の評価はクラス会議や職 員会議で行っているが、園の自己評価として「まとめ」は作成されていない、今後第三者評価の枠組みなど参考に園の自己評価表 の作成を期待したい。

提供する保育の標準的実施方法のマニュ 16 アル等を作成し、また日常の改善を踏まえ てマニュアルの見直しを行っている。

業務の基本や手順が明確になっている。

分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。

マニュアル見直しを定期的に実施している。

ニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。

(評価コメント)保育·運営·業務·保健衛生・給食·緊急時対応まで網羅された法人独自のマニュアル「施設運営の手引き」4種がピ (計画コグンド)体育 建白 素37 体性関土 福良 系の33人があるとではには人の33日の、コーナン が2000年日の19月1日には付箋が ンク、グリーン等に色分けされ、それぞれの必要とする部署に設置されている。マニュアルは見直しをされ、重要な個所には付箋が つけられ活用されている。配属前研修で、保育理念・職員としての心構え・個人情報保護法等の資料が配布され、保育現場で必要 に応じて適宜活用されている。園長は確認の必要性や共通認識を得たい時は職員会議で「施設運営の手引き」の該当部分を説明 し読み合わせを行い、全職員へマニュアルの周知徹底を行っている。開園3年目の当園は法人のマニュアルを理解・活用していくこ とを基盤に、今後は、保育者との関わりや子どもの活動について標準的な実施方法等、職員が参画した園独自のマニュアル作成に取り組むことを期待する。

保育所利用に関する問合せや見学に対応 している。

問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明 記している。

問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。

(評価コメント)保育園の基本情報をホームページに掲載している。園での生活や遊びの様子はプログで伝え、見学者に対して事前の情報提供 をし、問い合わせに応じている。見学は予約制とし、予約日を月に3~4回設定して利用者の要望に応じ調整している。見学時間は11:30からの 時間帯で0歳児~5歳児の保育室を園長が案内し、パンフレットや入園のしおりを提供して、園の理念や保育方針、保育内容、一日の生活の流 れなどを説明をしている。また、0歳児~1歳児の乳幼児をもつ保護者の見学が多数であるため、食事や食育の進め方について、睡眠中の安全 確保について、家庭と保育園で子育てを共有するための連絡帳についてなどを詳しく伝え、保育園での過ごし方がイメージできるように努めてい

保育の開始に当たり、保育方針や保育内 18 容等を利用者に説明し、同意を得ている。

保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を 説明している。

説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。

(評価コメント)入園説明ではパンフレットや入園のしおりを用いて、保育方針や一日の保育の流れなどについて説明をしている。また、保育理念 に掲げている「あったかい心をもつ子どもに育てる」ためにどのような保育をしていくか、保育者のかかわり方や子どもの遊び、生活の様子などを 具体的にわかりやすく伝えている。個人情報の取り扱いについては説明後、同意書にて承諾を得ている。説明会は在園児と新入児は別の日程 で行い、必要な内容を丁寧に知らせている。新入児に関しては説明会後に園長、看護師、栄養士が児童票や健康記録表、入園前の生活状況 記録表を利用して個別面談を実施する中で、食事、排泄、睡眠、育児の状況などの聞き取りをし、配慮の必要な事を個別チェック表に記録して、 保育園生活がズムーズに安心して開始できるように努めている。

保育所の理念や保育方針・目標に基づき 19 保育課程が適切に編成されている。

保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて 作成されている。

子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作 成されている。

(評価コメント)"あったかい心をもつ子どもに育てる"という保育理念に基づき、法人共通の保育課程が作成されている。保育課程は 保育理念、保育方針、保育目標、0歳児~5歳児までの発達過程および保育内容、食育などの内容が組み込まれている。職員は配 属前研修や園内研修の場で保育課程の基本的な共通理解を図っている他、経験年数に応じた研修も行っている。次年度は保育課 程の内容を踏まえ、地域の自然環境を活かし草花を使った伝承あそびや栽培を通して食への興味・関心を深めるなど、自然に親し む体験が沢山できるように計画していく。一年間の保育の振り返りや地域の実態を踏まえた保育の内容を、職員間で積極的に意見交換し、次年度の計画につなげていくことが期待される。

保育課程に基づき具体的な指導計画が適 20 切に設定され、実践を振り返り改善に努め

ている。

保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的 な指導計画が作成されている。

3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。

発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即し た具体的なねらいや内容が位置づけられている。

ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。

指導計画の実践を振り返り改善に努めている。

(評価コメント)保育課程に基づき、各クラスごとに年間、月間、週日の指導計画を作成している。年間計画は3期に分けて期ごとに、内容を見直ししている。個人差の大きい3歳未満児や特別配慮の必要な子は個別計画を作成し、子どもの状態に即した保育をしている。月間指導計画は、毎月実践の振り返りをしたうえで、次月の計画につなげている。日々の保育反省はクラスの話し合いを毎日行っている。その中で、保育を振り返り、子どもの姿から環境構成、保育者の言葉のかけ方や対応、援助の方法は適切であったかなど、保育者間で話し合いをもつことは重要である。今後はその内容を保育の事例を通して意見交換していくことで課題がより明らかになり、子どもの実態に即した保育が展開できることと思われる。振り返りの内容に具体性を持つことで更なる保育内容の充実が期待される。

21 子どもが自発的に活動できる環境が整備 されている。 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。

。 好きな遊びができる場所が用意されている。 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。

(評価コメント)保育室では、保育士が設定したコーナー遊びの他に、子どもが自由に素材や用具などを取り出して、友達と好きな遊びを楽しめるようにしている。3歳以上児の保育室には空き箱などの廃材が用意されており、子どもが創意・工夫しながら制作遊びができるようになっている。保育士間での共通理解としては、「ダメ」のような禁止句を控え、子どもが自発的に遊びを展開し、十分に遊びこめるよう配慮している。また、園内には保育室の他に「せいさく、ブロック・つみき、ごっこあそび」など複数の"あそびのエリア"で構成されたラーニングセンターが設けられており、発達段階に応じた活動を友だちと一緒に体験できるようになっている。ラーニングセンターの活用の仕方を工夫することで、さらに室内遊びの充実が図れると思われる。職員間での検討を期待したい、戸外遊びは、園庭に固定遊具は設置されていないが、縄跳びやボール遊びなど遊具を使って体をたくさん動かして遊ぶ活動を工夫している。園庭の一部には3歳未満児が遊ぶスペースも設けられ安全に遊べるよう配慮されている。

22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。

子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常 保育の中に取り入れている。

(評価コメント)保育園の周辺に公園や川沿いの土手があり、天候の良い日はどのクラスも毎日散歩に出かけ、保育士や友達と一緒に草木や生き物に触れながら、身近な自然に親しんでいる。園内では野菜やきのこを栽培・観察したり、カタツムリやバッタの飼育観察、保護者からいただいた蛍の観察などを通し、命の大切さに気づけるような環境作りを心がけた。地域の人達との交流は散歩時に、保育士が率先して挨拶を交わしながら、人々と触れ合うことの心地よさが感じられるようにしている。その他、運動会のお誘いや、ハロウィンの日には近隣の家を回ってお菓子をいただくなどし交流を図っている。地域の人達も楽しみにしている様子がみられ、関係性が深まりつつある。また、次年度は地域の図書館の利用や読み聞かせの依頼などをし、地域とより関わりを深めていけるよう努めていく。

23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。

子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士 で解決するように援助している。

順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 異年齢の子どもの交流が行われている。

(評価コメント) 園独自の楽習保育 の考え方である、「あそび・せいかつ」の中で、人との関わりやふれあいの環境を大切にし、たくさんの経験ができるような保育を目指している。保育士の子どもとの関わりにおいては、励ます、誉めることを大切にし、子どもの意欲や頑張る力を引き出したり、喧嘩やトラブルが発生した場合は互いの言い分を十分に聴きながら、相手の気持ちが感じ取れるように努めている。朝夕の延長保育や自由遊びの時間帯は異年齢で遊びが楽しめるような保育環境を作っている。また、今年は開園3年目で幼児クラスが3学年揃ったことにより、行事でも各年齢間で連携が十分に図れるよう計画した。異年齢活動を通して、社会的ルールを学んだり、年上児に憧れの気持をもち、あそびやせいかつを模倣る子どもの姿がみられるようになった。子どもの心持を読み取り、社会性の発達を踏まえた援助やかかわり方を保育士間で十分に話し合い、さらなる環境を活かした取り組みを期待する。

24 特別な配慮を必要とする子どもの保育

子ども同士の関わりに対して配慮している。 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 必要にないる、保護問かを問機関から対象を対します。

必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。

(評価コメント)配慮を必要とす子どもには、専門家によるカウンセリングを受けるシステムがある。年間2回の巡回日には、園長と担任が具体的な援助方法の指導を受けるなど、相談体制が整っている。日頃の子どもの姿を担任が記録し、援助の振り返りを職員会議で行い情報の共有化と子どもの理解に努めている。今後は保育士が専門研修に参加し、知識や技術の習得に努め保育に活かしていく予定である。

25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。

引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 担当職員の研修が行われている。 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。

(評価コメント)延長保育職員は朝、保護者からの伝達内容や子どもの健康状態を健康チェック表や職員連絡ノートに記入し、朝の引き継ぎで口頭と合わせ報告して、担当職員への伝達に漏れのないよう配慮している。また、夕方は日中の子どもの状態や保護者への伝達事項も同じチェック表とノートに記入し、延長保育職員に口頭と合わせ伝達する引き継ぎの仕組みが出来ている。朝全体で子どもが集まった時に、看護師が個々の健康状態を確認し、異常の発見や健康状態の把握に努めている。延長保育は夕方子どもの人数が少なくなった時点で1クラスで保育を行い、パーテーションで仕切りを作ったり、子どもの動きや年齢を考慮した玩具の設定を心掛け、保育士とかかわりながらお迎えが待てるようにしている。

26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。

一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。

保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。

就学にに向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有 や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるた め、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付し ている。

(評価コメント)年間に2回、全体保護者会とクラス懇談会が行われる他、保育参加後に個人面談を年間2回行うなど、保護者との情報の共有化を目指している。保護者からの相談は担当保育士が窓口となり応じているが、対応できない内容の場合は園長に報告、助言を受け返している。また、状況により園長が対応する場合もある。保護者には日々の子どもの活動内容や様子を送迎時の会話や連絡帳を通して知らせている。3歳以上児は連絡帳を使用していないため、3歳児の進級当初は子どもの状態が落ち着くまでの配慮として、夏頃までの連絡帳使用について今後検討している。保育所児童保育要録については、保育園で今年度初めて就学児童が在籍しているため、関係機関と連絡を取りながら進め、保護者の同意を得るための準備を整え今後小学校に送付する。

27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。。

子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。

保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。

子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合に は、所長に報告し継続観察を行い記録している。

(評価コメント)保健計画を作成し、衛生管理や保健実施内容、保護者へのお願いなど、看護師の業務を月毎に記入している。嘱託医の定期健診時には、事前に保護者から質問を記入していただき、当日に嘱託医の診断内容とともに質問の回答をしている。また、嘱託医には感染症の流行時の情報交換や病気、怪我などで判断できない場合には、電話で相談するなど連携を図り健康管理に努めている。看護師は毎日の昼のミーティングを通して、子どもの健康状態の報告を担当保育士から受け、情報の共有を行い保育活動上の配慮事項に役立てている。睡眠後には全ケラスを巡回して個々の子どもの健康状態を観察記録し、異常の発見に努めている。子どもに不適切な養育の兆候が見られた場合には、園長に報告し継続観察を行うことについて全職員に周知を図っている。

28 感染症、疾病等の対応は適切に行われて

保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、 保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切 な処置を行っている。

感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。

子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等 を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。

(評価コメント)保育中に体調の変化や怪我などが発生した場合は、看護師が観察後、園長と相談して対応を行い、判断できない場合には嘱託 医のアドバイスを受け処置するなど体制が整っている。感染症対策として看護師がマニュアルに沿って全職員に嘔吐処理の実習を行い、保護者 には保健だよりで感染症情報や予防策、対応について知らせている。感染症発生時にはミーティングで職員に伝達するとともに、保護者には掲 示し情報提供している。嘔吐物を護者に渡す場合は、嘔吐物処理方法のパンフレットを渡し、口頭でも伝達しながら二次感染予防に努めてい る。乳幼児突然死症候群の防止策として、4月に全職員が資料をもとに研修を行い周知するとともに、睡眠時には0歳児は5分、1・2歳児は10分 間隔で観察を行い記録している。

29 食育の推進に努めている。

食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。

子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。

体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の 状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい 注意が行われている。

残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。

(評価コメント)年間食育計画を作成し計画に沿った栽培を行い、収穫物や食材を使って野菜の皮むきやクッキングなど、年齢に合わせた体験をしている。月毎の目標が立てられ、手洗いの大切さや箸の持ち方・姿勢、旬について知るなど、栄養士による食育指導に取り組み、基本的な習慣や食への興味や関心に繋がるよう工夫をしている。食育計画の見直しは、毎月の活動内容の反省や保育土間で意見を協議し、園長、栄養士が見直しを行い次年度の活動に活かしている。アレルギー児については、医師の診断書をもとに毎月の個別献立表を作成し、保護者に内容を確認していただき同意を得た後、除去食を提供している。アレルギー食の調理は、交代制で1人が専任となり個別献立表を確認し調理にあたるとともに、給食室からの提供時には口頭で担任に伝達し誤食防止に努めている。エピペンの使用方法について11月に看護師の指導のもと、全職員が練習用のエピペンを使って実習を行い、不測の事態に備えている。

30 環境及び衛生管理は適切に行われている。

施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。

子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。

室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。

(評価コメント)全室に空気清浄器、加湿器が設置され、湿度、温度の管理は担当保育士が随時行い、睡眠時に睡眠チェック表に記入している。看護師は午前と午後の2回各保育室を巡回して、温度、湿度が適正範囲であるか確認の上、記録簿に記入し適正な管理に努めている。子どもが直接肌に触れるおむつ交換台やトイレの着脱時に子どもが座る台などは、使用ごとに消毒液で清拭を行い、床やトイレ等にも消毒液を使用し衛生管理に努めている。玩具の消毒は0歳児は1日に1~2回、1・2歳児は1回睡眠時や夕方に行い、点検表に記入するなど保健的環境の維持に努めている。

31 事故発生時及び事故防止対策は適切に 行われている。 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。

設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。

危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。

(評価コメント)事故発生時対応マニュアルが整備され、事故発生後は「けが記録」や「事故報告書」を作成し要因の分析を行い、環境設定や職員の立ち位置の検討等の再発防止に取り組んでいる。死角になりやすい場所、転倒に注意すべき個所が細かく記載された職員による「ヒヤリハット・マップ」が作成され廊下や各保健室に掲示し注意喚起を促している。玄関や門扉の施錠、カメラを設置し、登降園時には送迎カードと名前の確認により不審者対策を行い子どもの安全確保に努めている。また、園外の散歩ルートや公園の危険個所もチェックし安全な外出に努めている。

32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。

地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。

定期的に避難訓練を実施している。

避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。

(評価コメント)自衛消防隊を組織し、役割分担表が整備され職員に周知されている。消防署立会いの総合訓練や予告なしの避難 訓練を全クラスで毎月実施し、子どもたちに災害時の避難行動を身につけさせている。また「安心伝言板」「災害伝言ダイヤル」により非常時に保護者が安否確認するシステムが整備され、保護者と年3回訓練を実施している。職員会議前に「子どもと自分を守る30秒の誓い」を職員全員で読み上げ常に安全・安心を意識し非常時への備えをしている。災害対応の備蓄(保存食、おむつ、ミルク等)も確保している。

33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。

地域の子育てニーズを把握している。

子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。

子育で等に関する相談・助言や援助を実施している。 地域の子育て支援に関する情報を提供している。

子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。

(評価コメント)行政主体の会議・研修会等へ参加し地域の子育てニーズの把握に努めている。 園の見学会では育児相談・お悩み相談を行い,子育て家庭に情報提供や支援を行っている。 散歩しながらのハロウィンでは近隣のお宅からお菓子(アレルギーの子どもの配慮で、事前にお菓子を用意)を手渡して頂くなどのイベントを行い、七夕会、運動会等に近所のお年寄りを招待し交流を図っている。 未入園児対象に見学会プラス読み聞かせイベントを行う予定であり、地域の人々に園の理解を深めて頂くきっかけになることに期待したい。